

日本カトリック大学・短期大学連盟図書館協議会相互貸借実施要綱

I. 貸出の範囲

貸出を認める資料は、貸出館の事情と判断によるものとする。

II. 貸出の期間

- 1 貸出日（発送日）から返納日（到着日）までは、30日間とする。
- 2 貸出館は期限内であっても、業務上必要が生じたときは、返納を求めることができる。
- 3 原則として貸出期間の延長は、認めない。

III. 貸出の冊数

1館について10冊とする。

IV. 輸送の方法

原則として郵便簡易書留とする。

V. 経費の負担

輸送等に要した諸経費の負担は、依頼者が負うものとする。

VI. 責任の所在

- 1 貸出日から返納日までの間は、資料に対する責任は借受館が負うものとする。
- 2 事故が起きた時にはただちに貸出館に連絡し、その指示に従うものとする。
- 3 弁償は現物によることを原則とするが、貸借相互間の協議により代金をもって弁償を行うこともできる。

2007年5月25日開催の協議会で一部改正承認

2021年7月2日から改正承認